

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 18 日)
(第 26 号)

第
26
号

10
月
18
日

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

第 26 号

○令和 6 年10月18日（金曜日）

議事日程（第26号）

令和 6 年10月18日（金） 午前10時開議

- 第 1 議案第110号から議案第121号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 認定 1 号から認定第 4 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 3 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 4 意見書案第13号から意見書案第25号まで
〔討論、採決〕
- 第 5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 6 議案第123号
〔提案説明、採決〕
- 第 7 認定第 5 号から認定第16号まで
〔提案説明、委員会付託〕
- 第 8 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第110号から議案第121号まで
- 日程第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
- 日程第 3 請願の件

- 日程第4 意見書案第13号から意見書案第25号まで
 日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
 日程第6 議案第123号
 日程第7 認定第5号から認定第16号まで
 日程第8 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武
13	番	中瀬古	初美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石垣	智矢
16	番	山崎	博
17	番	野村	保夫
18	番	田中	祐治
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明

21	番	稻	森	稔	尚
23	番	田	中	智	也
24	番	藤	根	正	典
25	番	小	島	智	子
26	番	森	野	真	治
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宜	三
29	番	野	口		正
30	番	谷	川	孝	栄
31	番	石	田	成	生
32	番	村	林		聡
33	番	小	林	正	人
34	番	東			豊
35	番	長	田	隆	尚
36	番	今	井	智	広
37	番	稻	垣	昭	義
38	番	日	沖	正	信
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	服	部	富	男
42	番	津	田	健	児
43	番	中	嶋	年	規
44	番	青	木	謙	順
45	番	中	森	博	文
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野吉雄
書記（事務局次長）	西塔裕行
書記（議事課長）	中村晃康
書記（議事課課長補佐兼班長）	橋本哲也
書記（議事課係長）	長谷川智史
書記（議事課主任）	辻詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見勝之
副知事	服部浩
副知事	野呂幸利
危機管理統括監	清水英彦
総務部長	後田和也
政策企画部長	小見山幸弘
地域連携・交通部長	長崎禎和
防災対策部長	楠田泰司
医療保健部長	松浦元哉
子ども・福祉部長	枅屋典子
環境生活部長	竹内康雄
農林水産部長	中野敦子
雇用経済部長	松下功一
観光部長	生川哲也
県土整備部長	若尾将徳
総務部デジタル推進局長	横山正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐波斉
環境生活部環境共生局長	佐藤弘之

県土整備部理事	佐竹元宏
企業庁長	河北智之
病院事業庁長	河合良之
会計管理者兼出納局長	佐脇優子
教 育 長	福永和伸
公安委員会委員	村田典子
警察本部長	難波正樹
代表監査委員	伊藤隆
監査委員事務局長	大西毅尚
人事委員会委員	北岡寛之
人事委員会事務局長	天野圭子
選挙管理委員会委員長	中西正洋
労働委員会事務局長	林幸喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が、所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第13号から意見書案第25号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第123号、認定第5号から認定第16号まで並びに報告第20号から報告第22号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、令和5年度三重県内部統制評価報告書及び監査委員の同審査意見書が提出されましたので、それぞれさきに配付いたしました。

次に、人事委員会委員長から、職員の給与等に関する報告及び勧告がありましたので、さきに配付いたしました。

以上で、報告を終わります。

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
111	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
112	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年10月8日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 石田 成生

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
116	工事請負契約について（三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事）
118	財産の取得について
119	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年10月9日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

教育警察常任委員長 喜田 健児

総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件名
110	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
117	財産の取得について
120	財産の処分について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年10月9日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

総務地域連携交通常任委員長 野村 保夫

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
1 1 3	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
1 1 4	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
1 1 5	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
1 2 1	令和5年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件名
1	令和5年度三重県水道事業会計決算
2	令和5年度三重県工業用水道事業会計決算
3	令和5年度三重県病院事業会計決算
4	令和5年度三重県流域下水道事業会計決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年10月15日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

予算決算常任委員長 小島 智子

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

総務地域連携交通常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結果
請21	トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため国に更なる役割を求めることについて	津市栄町1丁目941 (一社)三重県トラック協会 会長 小林 俊二	荆 原 広 樹 龍 神 啓 辻 内 裕 中 瀬 信 石 垣 智 稲 森 稔 小 島 智 村 林 智 長 田 隆 今 井 智	採 択
請22	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 片山 智成	荆 原 広 樹 龍 神 啓 辻 内 裕 中 瀬 信 石 垣 智 稲 森 稔 田 中 智 小 島 智 村 林 智 長 田 隆 今 井 智	採 択
請23	買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における提出書類の見直しについて	津市上浜町1丁目6-1 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 会長 村井 浩一 津市上浜町1丁目6-1 三重県宅建政治連盟 会長 後藤 明德	龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 石 垣 智 矢 稲 森 稔 尚 村 林 智 也 長 田 隆 子 今 井 智 聡 井 智 尚 隆 尚 智 広	採 択

政策企画雇用経済観光常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請24	カーボンニュートラル達成に向けた自動車産業への支援の拡充等について	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 片山 智成	荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 芳野 正英 中瀬 信之 田中 智也 小島 智子 村林 隆尚 長田 尚 今井 智広	採択

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請25	国保総合システムの開発や運用に対する国の財政支援に関する意見書の提出を求めることについて	津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 三重県国民健康保険団体連合会 理事長 鈴木 健一	荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 芳野 正英 中瀬 信之 石垣 智矢 稲森 稔尚 小島 智子 村林 隆尚 長田 尚 今井 智広	採択

防災県土整備企業常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請26	買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の要件の緩和について	津市上浜町1丁目6-1 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 会長 村井 浩一 津市上浜町1丁目6-1 三重県宅建政治連盟 会長 後藤 明徳	辻内 裕也 石垣 智矢 稲森 稔尚 村林 隆尚 長田 尚 今井 智広	採択

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請27	県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子	吉田 紋華 稲 森 稔 尚	不採択
請28	県立高等学校の制服の指定について複数メーカーが参入できる方法の導入を求めることについて	津市万町津174 荒川制服株式会社 代表取締役 荒川 博 ほか5名	荊原 広樹 龍 神 啓介 辻 内 裕也 吉 田 紋華 芳 野 正英 中 瀬 信之 石 垣 智矢 稲 森 稔 尚 小 島 子 村 林 聡 今 井 智 広	採択
請29	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	荊原 広樹 龍 神 啓介 辻 内 裕也 吉 田 紋華 芳 野 正英 中 瀬 信之 石 垣 智矢 稲 森 稔 尚 小 島 子 村 林 聡 長 田 隆 今 井 智 尚 広	採択
請30	教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	荊原 広樹 吉 田 紋華 芳 野 正英 中 瀬 信之 稲 森 稔 尚 小 島 子	採択
請31	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内	荊原 広樹 龍 神 啓介 辻 内 裕	

		生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	吉田紋華 芳野正英 石垣智矢 稲森稔尚 小島智子 小林聡子 長田隆尚 今井智広	採択
請32	義務教育費国庫負担制度の充実を 求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	荊原広樹 吉田紋華 芳野正英 稲森稔尚 小島智子	採択
請33	教職員の欠員、不補充の速やかな 解消および子どもたちの豊かな学 びを保障する教職員配置のさらなる 充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	荊原広樹 吉田紋華 芳野正英 稲森稔尚 小島智子	採択

意見書案第13号

カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等
に関する意見書案

上記提出する。

令和6年10月4日

提 出 者

政策企画雇用経済観光常任委員長

石 垣 智 矢

カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等
に関する意見書案

令和3年6月、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が

策定され、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目標とした、14の重要分野における実行計画を含む成長戦略が示された。自動車産業に関しては、2035年までに乗用車新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）100%を実現するとの目標が掲げられ、電動車の普及促進に取り組んでいくことが重要である。

このような中、日本の電動車比率は、令和5年の国内新車販売において5割程度になったものの、電気自動車及び燃料電池自動車の比率は低く、かつ燃料電池自動車は前年から販売台数が減少している。2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するためには、魅力ある製品の提供とインフラの整備を両輪で進めていく必要があり、充電設備、水素ステーション等の更なる設置の加速化が求められる。

また、自動車産業は、慢性的な人手不足、エネルギー及び原材料価格高騰、カーボンニュートラル実現にも寄与するGX・DXへの対応等の山積する産業課題への対応も求められている。持続的な産業の維持及び発展に向けては、国内で良質かつ多くの雇用を生み出す自動車産業に係るサプライチェーン全体でのカーボンニュートラル実現に向けた取組の推進が不可欠となることから、中小・中堅企業も含めた事業変革へ対応していく新規投資を進めていくことが必要である。

加えて、中小・中堅企業等の事業変革によって生じる、必要となる職業能力の変化等の環境変化にかかわらず、良質かつ多くの雇用を維持・拡大するため、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう支援していくことが重要である。

よって、本県議会は、国に対し、カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等に関して、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 充電・充てんインフラの拡充をはじめとした次世代エネルギー車普及に資する環境整備を進めること。
- 2 事業転換又は成長投資への支援を行い、中小・中堅企業支援を拡充すること。
- 3 事業転換又は成長投資に伴う環境変化に対応するための労働者支援を行い、事業変革の際の雇用の維持・拡大を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、GX実行推進担当大臣

意見書案第14号

国保総合システムの開発及び運用に対する国の財政支援を求める

意見書案

上記提出する。

令和6年10月4日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

石 田 成 生

国保総合システムの開発及び運用に対する国の財政支援を求める

意見書案

公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会

(以下「国保連合会」という。)が開発運用している「国保総合システム」は、診療報酬等に係る審査支払系システム及び保険者の各種業務を共同して行うための共同処理系システムから成り立っており、国民健康保険を適切に運用していくに当たって不可欠な基幹的システムである。

国保総合システムについては、機器の保守期限到来に伴い、令和6年3月、社会保険診療報酬支払基金との審査支払システムの共同利用、クラウド化等のシステム更改を終えたが、システム障害対策等に時間を要するなど開発期間が限られ、システムを最適化させるまでには至らなかった。

現在、支払基金及び審査領域を共同利用するためのシステム開発に向けた検討を進めているが、この実現のためにもシステムの一層の最適化を図る必要がある。

このようなことを踏まえたシステムの最適化に係る開発、保守及び運用には多額の費用を要するが、それを国保連合会が保有する積立金だけで賄うことは困難であり、審査支払手数料の引上げ等により国民健康保険の保険者(以下「国保保険者」という。)が負担せざるを得なくなることが懸念される。

しかしながら、市町村を中心とする国保保険者は財政が脆弱な団体が多く、これらに要する費用を国保保険者が負担することは、国保保険者の財政に対して甚大な影響を与え、被保険者が負担する保険料(税)の引上げにつながりかねない。

よって、本県議会は、国保総合システムが極めて公共性が高い重要なインフラとしての役割を担っていることから、国保総合システムの最適化に当たって、国保保険者に新たな財政負担、ひいては被保険者の新たな負担が生じないように、国において十分な財政支援を講じるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第15号

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の
適用期限の延長及び要件の緩和を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月4日

提出者

防災県土整備企業常任委員長

中瀬 信之

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の
適用期限の延長及び要件の緩和を求める意見書案

平成27年度税制改正により、宅地建物取引業者が中古住宅を買い取り、取得の日から2年以内に住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った上で個人に譲渡し、当該個人がその住宅を自己居住用に供した場合、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置が創設された。

近年、新築建物の価格が上昇しており、個人が取得する中古住宅におけるリフォーム及びリノベーション需要が増加するとともに、宅地建物取引業者による買取再販住宅の人気が出ている中、この特例措置は、中古住宅の流通を促進させる施策であり、空き家対策としても有効なものと考えられているが、今年度末で適用期限を迎えることとなる。

また、この特例措置は低価格又は築浅の物件には不向きであり、内装が良好な物件には適用されず、一部の物件にしか活用できないため、地方では使いにくい状況にある。

よって、本県議会は、国に対し、一層の中古住宅の流通の促進を図り、空き家対策を講じるため、下記の事項の実施を強く求める。

記

- 1 今年度末で適用期限を迎えることとなる買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用期限を延長すること。
- 2 特例措置の要件として、宅地建物取引業者が中古住宅を取得した時点で、新築された日から起算して10年を経過した住宅としているところ、5年を経過した住宅とすること。また、税込みの建物価格に占めるリフォーム工事の総額の割合が20%以上としているところ、10%以上とすること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

意見書案第16号

トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため国に更なる役割を
求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月7日

提 出 者

総務地域連携交通常任委員長

野 村 保 夫

トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため国に更なる役割を求める意見書案

トラック運送事業者は、国民の生活及び経済活動を支える社会インフラである物流の担い手として、重要な役割を果たしている。

一方、生産年齢人口の減少、本年4月からの時間外労働の上限規制への対応等による慢性的な労働力不足から、生産性の向上及び労働環境の改善への取組が急務となっている。

また、急激な円安の進行及び燃料油価格の高騰が続いており、国ではその影響を受ける家庭、企業等の負担を軽減するため、燃料油価格激変緩和対策事業を実施しており、度重なる延長をかけているものの、年内に終了が予定されていることから、更なる物流コストの増加が懸念される。しかしながら、多くのトラック運送事業者は、荷主企業に対する交渉力が弱く、コストに見合った適正な運賃及び料金が収受できておらず、事業存続の岐路に立たされている。

こうした中、国では令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」をまとめ、本年3月に貨物自動車運送事業法に基づく標準的運賃を改定し、荷主企業への周知を行うなど、国を挙げて適正価格への転嫁の取組が進められているものの、荷主企業等の理解が進んでおらず、対応が遅れている状況である。

よって、本県議会は、国に対し、トラック運送事業者の持続可能な経営を維持できるよう、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 燃料油価格激変緩和対策事業の更なる延長を行い、燃料油価格の高騰に対する支援を継続すること。
- 2 標準的運賃に基づく適正な運賃及び料金の収受の確保に向け、価格転嫁が進むよう、荷主企業等に対して更なる働きかけを行うこと。
- 3 長時間の荷待ち及びトラックドライバーに過度の負担を生じさせる労働を

強要するような違反行為の疑いのある荷主企業等に対し、働きかけを行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、公正取引委員会委員長

意見書案第17号

日本型直接支払制度の拡充を求める意見書案
上記提出する。

令和6年10月7日

提出者

環境生活農林水産常任委員長
廣 耕太郎

日本型直接支払制度の拡充を求める意見書案

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援する多面的機能支払制度、農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度等から構成される日本型直接支払制度により、各種支援が行われている。

しかし、近年の農村地域の更なる人口減少及び高齢化の進行により、地域の共同活動の人手が不足するなど農業生産活動の継続が困難な状況になってきており、地域活力の衰退及び多面的機能の低下が危惧されている。

こうした状況の中、平場の条件が不利な農地及び中山間地域等直接支払制度の対象外農地については、担い手等による農地の引受けが進まないことなどにより、生産活動が継続されず、耕作放棄地になっていくことが懸念されることから、このような農地についても営農を継続する農業者に対する支援を講じていくことが必要となっている。

よって、本県議会は、国に対し、農業者に寄り添ったきめ細かな支援を講じて、しっかりと農業者を支えられるよう、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 多面的機能支払制度において、地域ぐるみで保全管理する農用地のうち、生産条件が不利な農用地を対象に、耕作放棄の防止に向けた農業生産活動の継続を後押しする新たな加算措置を創設すること。また、人口減少下であっても、地域資源の適切な保全管理が将来にわたって継続されるよう、作業の省力化を推進する新たな加算措置を創設すること。
- 2 中山間地域等直接支払制度において、一連の農用地であるものの傾斜度の違いから制度の対象とならない農用地についても、準緩傾斜の基準を設けるなど、農業生産活動が継続されるよう制度を拡充すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

意見書案第18号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案
上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

総務地域連携交通常任委員長

野村保夫

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、道路特定財源の一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化につながる。また、自動車関係諸税等の見直しにより、CASEといった次世代モビリティ及びカーボンニュートラルの促進を図ることで、持続可能で誰もが自由に安全な移動を享受できる社会の実現にもつながる。

よって、本県議会は、国に対し、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税の環境性能割について「被けん引車」

- を課税対象外とし、種別割の負担軽減を図るための措置を講じ、複雑な課税制度を簡素化すること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講ずること。
 - 3 車体課税の税収は、CASEといった次世代モビリティの普及促進のための特定財源とするとともに、燃料課税の税収は、カーボンニュートラルの促進のための特定財源とすること。
 - 4 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とするなど、自動車の使用に係るユーザーの負担軽減を図るための措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣

意見書案第19号

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の
拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月9日

提 出 者

教育警察常任委員長

喜 田 健 児

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の
拡充を求める意見書案

厚生労働省の2022年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5%となり、子どもはおよそ9人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

また、円安等による物価高及び実質賃金の低下が続き、子どもたちにとって厳しい経済状況となっている。

このような中、国においては、子ども・若者に関する施策、少子化の克服及び子どもの貧困に関する施策を総合的かつ一体的に進めるため、令和5年に「こども大綱」が策定されたところであり、本県においては、「三重県子ども条例」の改正及び「三重県こども計画（仮称）」の策定に向けた検討を進めているところである。

子どもの貧困対策を含めた子どもに関する施策を推進するには、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を充実させる取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

高等学校等就学支援金制度においては、標準修業年限を超えて在学している生徒への支給要件の見直しなど、高校生等奨学給付金制度においては、第1子と第2子以降に対する給付額の差の解消など、改善すべき課題が山積している。

よって、本県議会は、国に対し、子どもに関する施策の推進状況に鑑み、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、

意見書案第20号

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案
上記提出する。

令和6年10月9日

提 出 者

教育警察常任委員長

喜 田 健 児

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間で段階的に35人に引き下げられることとなったが、令和6年度の教職員定数は十分なものとはいえず、特別支援学級及び特別支援学校での引下げや、中学校及び高等学校での定数改善についても示されていない。

また、全国的に教職員の不足を背景とした教職員の未配置の問題が深刻化する中、本県の公立学校においても、年度当初から教職員の欠員が生じており、その状況は学期を追って深刻化している状況である。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定及び実施が求められている。

さらに、日本の教育費はOECD加盟諸国と比べ、私費負担の割合が高くなっている。実際に、物価等の生活費の高騰の影響、教育のICT化に伴う費

用の保護者負担等、家計への負担増加が続いている。これらの教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに新たな教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を行うよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第21号

学校における防災対策の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

教育警察常任委員長

喜田健児

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立

地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設、スペース、資材及び人材を十分に確保することに加え、外国人、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮など、改善すべき課題が山積しているといえる。これらの課題に対してそれぞれの自治体が十分に対応していくためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、子どもたち等の安全・安心を確保するため、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の更なる充実に取り組むよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第22号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

教育警察常任委員長

喜田 健児

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制及び機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

教育の機会均等を確保し、その水準の維持向上を図る義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置及び資質の向上、教育環境整備等の諸条件を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で一人一台端末が整備されたものの、統合型校務支援システムの整備状況及び学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況については、自治体間格差が生じている。また、教員以外の情報通信技術支援員等についても地方財政措置はあるものの、結果として自治体間格差が生じている。教育に自治体間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

自治体の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤を作る上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、義務教育費国庫負担制度が、措置対象の拡充を含め、更に充実されるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

意見書案第23号

同性婚の法制化に係る議論の促進を求める意見書案
上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

吉田 紋華

稲森 稔尚

同性婚の法制化に係る議論の促進を求める意見書案

同性婚を認めない民法及び戸籍法の規定は日本国憲法に違反するとして、平成31年以降、全国5地方裁判所で訴訟が提起され、札幌地方裁判所及び名古屋地方裁判所では違憲、東京地方裁判所及び福岡地方裁判所では違憲状態、大阪地方裁判所では合憲との判断が下された。

令和6年3月の札幌高等裁判所においては、憲法第24条第1項について、同性間の婚姻も異性間と同じ程度に保障しているという判断が全国で初めて示され、同性愛者は婚姻による社会生活上の保障を受けられないことにより著しい不利益を受けていることなどから、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が同性間の婚姻を認めていないことは憲法第24条等に違反すると判断された。

また、国内の世論でも、報道機関による令和5年2月の調査では、同性婚を法律で認めることに賛成という回答が7割を超えており、反対と回答した割合を大きく上回っている。

さらに、令和5年5月に広島市で開催された主要7か国首脳会議では、首脳宣言に「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」との文言が盛り込まれた。

したがって、我が国においても、同性婚を可能とする婚姻制度について、よ

り一層の議論が必要である。

よって、本県議会は、国に対して、早急に同性婚の法制化に係る議論を促進することを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

意見書案第24号

緊急浚渫推進事業債の延長を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

荊原広樹
龍神啓介
辻内裕也
吉田紋華
芳野正英
中瀬信之
石垣智矢
山内道明
稲森稔尚
小島智子
村林聡
長田隆尚

緊急浚渫推進事業債の延長を求める意見書案

地方公共団体は、台風、集中豪雨等への備えとして、管理河川の越水、堤防の決壊等を防止するための堆積土砂撤去、河川内の樹木の伐採、砂防堰堤さんぼんにおける土石流抑制機能を維持管理するための堆積土砂掘削等の対策が求められている。しかし、従来は財政的な事情から浚渫事業しゅんせつを十分に進めることが困難な状況であった。

こうした中、近年の気候変動の影響により大規模な浸水被害等が全国で相次ぎ、対策の必要性がより一層高まったことから、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消できるよう、国において令和2年度から令和6年度までを事業期間とする緊急浚渫推進事業債が創設された。

本県では、この制度を活用して予算を確保し、河川氾濫の発生が危惧される箇所及び土砂の堆積が著しい箇所を中心に堆積土砂撤去等の取組を加速している。

その結果、令和5年度までに河川で67万 m^3 、砂防で32万 m^3 の堆積土砂の撤去が完了し、河川の流下能力及び砂防堰堤の土石流抑制機能の回復が図られ、周辺住民等地域から安心の声が数多く届いているなど、対策は確実に効果を発揮している。

特に、二級河川安濃川等では、令和6年8月26日から9月2日にかけて台風10号の影響により過去に浸水被害が発生した大雨と同規模の雨量を観測した。しかし、これらの河川では、堆積土砂撤去等を実施していたため、水位の上昇が軽減され、家屋の浸水被害は発生せず、地域の安全が確保されることとなった。

一方で、対策を必要とする箇所は県内に数多く残されており、地域から堆積土砂撤去等を求める声は多い。加えて、令和6年9月に能登半島を豪雨が襲い、河川氾濫又は土石流が相次いで発生したように、今後も台風等による被害及び新たな土砂、流木等の発生が懸念される。

県民の生命、人家、田畑等の財産を守り、県民が安心して暮らせるよう、引き続き、手を緩めることなく対策を進めることが必要不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、緊急浚渫推進事業債について、令和7年度以降の延長を図ることを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
国土交通大臣

意見書案第25号

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書
案

上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

荊原 広 樹

吉田 紋 華

芳野 正 英

中瀬 信 之

稲森 稔 尚

小島 智 子

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書
案

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁によって起訴されていたことが、本年6月の報道により発覚した。また、同件の発覚に伴い、沖縄県では令和5年1月から令和6年5月末までの間に他に4件の性的暴行事件があったことが新たに判明した。さらに、青森県、東京都、神奈川県、山口県、福岡県及び長崎県においても、米軍構成員等による性犯罪が関係地方公共団体に情報共有されていなかった又は公表されていなかったことが報道で明らかになっている。

公共の安全等に影響を及ぼす可能性がある在日米軍に係る事件又は事故が発生した場合の通報体制については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」が平成9年3月の日米合同委員会において合意されている。しかし、今回明らかとなった事件について、関係地方公共団体へ通報はされていなかった。

今回明らかとなった事件について、被害者の心中を思うと、これを看過することはできない。おりしも本県においては、性暴力被害の理不尽さ、回復への道のりの厳しさ等から、性暴力を排除する三重県づくりを進める条例策定に向け、懇話会を開催し議論を深めているところである。多くの被害者が今なお苦しみ続けており、安心して生きることが脅かされ続ける現状を変えなければならない。

よって、本県議会は、国に対し、人々の生命及び身体を守るため、今回の事件について厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く求める。

記

- 1 性的二次被害（セカンドレイプ）の防止を徹底し、被害者への支援及び丁寧な精神的ケアを行うこと。

- 2 米軍構成員等による犯罪事案については、被害者のプライバシーを守ることを第一に、政府内における性犯罪などの非公表事案の情報共有のあり方について検討及び改善を行い、関係地方公共団体への迅速な通報を行うこと。
- 3 関係地方公共団体へ迅速な通報がされるよう、日米合同委員会でその方策を協議すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、
沖縄県基地負担軽減担当大臣、
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

提出議案件名

- 議案第123号 公害審査会委員の選任につき同意を得るについて
- 認定第5号 令和5年度三重県一般会計歳入歳出決算
- 認定第6号 令和5年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 令和5年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第10号 令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第11号 令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算

- 認定第12号 令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
認定第13号 令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第14号 令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第15号 令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認定第16号 令和5年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

委 員 長 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程第1、議案第110号から議案第121号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。石田成生医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔石田成生医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第111号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る10月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について、申し述べます。

初めに、県立総合医療センターにおける不適切な保険請求事案についてであります。県立総合医療センターは、同院がかつて実施した産婦人科腹腔鏡手術に係る保険請求上の過誤を契機に東海北陸厚生局の監査を受けたところ、平成30年5月1日から令和4年12月31日までの診療報酬に関する保険請求において不正、または不当な請求事案があるとして、令和6年9月25日付で戒

告措置を受け、自主点検を実施の上で返還するよう求められました。

県当局におかれては、このような事案が生じた原因をしっかりと分析の上、現行のチェック体制が機能していれば防ぐことができたのか等を検証し、再発防止を図られますよう、要望します。

次に、三重県子ども条例の改正についてであります。三重県子ども条例について、施行から10年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、県当局にて条例改正の検討を進めているところ、令和6年10月8日に開催された委員会において中間案が示されました。この案の前文では、いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加や子どもの貧困等、子どもの置かれている状況の深刻さが増していることを捉えているところ、今を生きている子どもたちが将来に向かって夢や希望を持ち、豊かな育ちを望むことができるような内容とすることを検討されるよう、また第14条では、子どもが多様な体験活動等の機会に接することができるよう、特に三重の自然を生かした体験活動の機会に接することが期待できるような内容とすることを検討されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 喜田健児教育警察常任委員長。

〔喜田健児教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（喜田健児） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第116号工事請負契約について（三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事）外2件につきましては、去る10月7日及び9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

フリースクールについてであります。不登校児童生徒が増加する中、どの相談機関等にもつながっていない児童生徒が約4割いることから、多様な学

びの場を充実させる必要があります、フリースクールは学校に行きづらさを感じる児童生徒にとっての選択肢の一つであります。学校に行かない、学校に行きたくても行けない子どもたちの居場所でもあるフリースクールには、認証制度などの基準がなく、子どもたちの安全・安心という点で不安があります。県当局におかれましては、フリースクールの所管を明確にするとともに、今回把握したフリースクールの実態や利用者のニーズ等の調査結果を踏まえ、フリースクールとそこで学ぶ子どもたちへの支援にしっかりと取り組むよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 野村保夫総務地域連携交通常任委員長。

〔野村保夫総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（野村保夫） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第110号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案外2件につきましては、去る10月7日及び9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

地域公共交通の維持・確保の取組についてであります。近年、運転士不足や人口減少等による利用者の減少により、地域公共交通の維持・確保が課題となっています。8月に開催されたみえ高校生県議会では、複数の高校から県内の公共交通機関の不便さを訴える声や、路線バスの維持・確保に向け、人手不足の解消や利用者増加に向けた取組の提案がなされるなど、若者の地域公共交通への関心の高さが改めて明らかになったところです。

県当局におかれましては、こうした高校生の声をはじめ、利用者の切実な声に真摯に向き合いながら、喫緊の課題である運転士確保等に取り組む事業者に対し、より一層の支援を行っていただくことを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 小島智子予算決算常任委員長。

〔小島智子予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第113号三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る10月4日及び9日に、該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月15日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第114号及び議案第121号につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第113号及び議案第115号につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、10月4日から9日に開催された各分科会で特に議論がありました事項について、医療保健子ども福祉病院分科会委員長から報告がありましたので申し述べます。

看護師等養成所運営費補助金についてであります。当該補助金は、看護師等養成所の養成力を充実・強化し、医療技術の進歩に対応できる看護職員を確保することを目的として、看護師等養成所の運営に係る経費について、地域医療介護総合確保基金を財源として、国の標準単価をベースに積算をし交付しています。看護師等養成所の経営は逼迫しているところであり、県当局におかれましては、昨今の物価高騰等の影響を踏まえた標準単価の見直しを国に求められますよう、また退学率加算の見直し等、当該補助金のより効果的な在り方についてしっかりと検討されますよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（稲垣昭義） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

私からは、議案第113号三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び議案第115号公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対して反対討論をいたします。この議案は、雇用保険法の改正によるものであり、批判を述べるべき対象は国ではありますが、それを三重県にそのまま適用していいのだろうかという立場で討論をいたします。

議案第113号、議案第115号はともに就業手当を廃止し、就業促進定着手当の上限を支給残日数の40%から20%に引き下げるという内容です。支給実績や人手不足の状況等を踏まえた各手当の在り方について検討する必要があるという課題が、今回の法改正の背景にあるとのこと。実際、今回の法改正により、この就業促進定着手当の支給実績として影響を受ける人数は多くない可能性が考えられます。どの業種も人手不足に悩む中、より安定した雇用の創出ができることは、雇い主にとっても労働者にとっても前向きなことであると考えます。

一方で、この雇用保険法の根本的なところへの指摘として、短期の雇用で働く方や社会的弱者と言われる方々への雇用などの支援も失われるべきではないと考えています。

雇用保険法に関連して今ある課題として、日本の失業手当の給付率は2割台を推移し、経済協力開発機構（OECD）加盟35か国中31番目に日本になっています。我が党は国会での審議において、給付率が低い要因の一つに受給資格の厳格化があると指摘しています。期限付のいわゆる非正規雇用と言われる比較的不安定な職業に就いているのは、日本では6割から7割が女性です。ジェンダー平等の観点からも非正規雇用の失業に目を向け、制度の根本的な見直しが必要であると考えています。

改めて、国によって安定した働き方のみが積極的に支援されるだけではないのではないかと、どんな働き方を選ぶ人も支援が行われるような法制度

であるべきと述べまして、以上の理由で反対をいたします。

○議長（稲垣昭義） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、議案第110号から議案第112号まで、議案第114号及び議案第116号から議案第121号までの10件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第113号及び議案第115号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 1

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

委 員 長 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。小島智子予算決算常任委員長。

〔小島智子予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号令和5年度三重県水道事業会計決算外3件につきましては、去る10月2日及び15日の2回にわたり委員会を、またその間の10月4日及び8日には該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第3号及び認定第4号につきましては、いずれも全会一致をもって原案を認定、認定第1号及び認定第2号につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の令和5年度の純利益は97万円となっており、前年度から純利益は7014万円減少しています。

また、工業用水道事業の令和5年度の純利益は7680万円となっており、前年度から純利益は1361万円減少しています。

水道事業及び工業用水道事業のいずれも、前年度と比べて純利益が減少し

た主な理由は、労務単価の上昇に伴い委託料が増加し、営業費用が増大したこと等によるものです。

水道及び工業用水道事業の経営を取り巻く環境は、労務単価の上昇や物価高騰等の影響により、年々厳しさが増えています。水道及び工業用水道は県民の日常生活や企業活動に直結することから、経営の効率化を進めるなど健全で持続可能な事業経営の確保に努められるよう要望します。

また、次期水道料金の見直しにあたっては、受水市町等と丁寧に協議を行い、県民の理解が得られる適正な料金設定とするよう要望します。

さらに、能登半島地震での液状化による被害や全国各地で大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ、施設の耐震化や老朽化した施設・設備の更新、風水害対策等の取組を着実に推進されるよう要望します。

次に、病院事業についてであります。

令和5年度の純損益は、長期前受金の収益化額の精査により、29億3762万円の特別利益が計上されたことから28億8950万円の純利益となっており、前年度に比べ23億6647万円改善しています。

経常損益については4812万円の赤字であり、前年度に比べ5億7116万円悪化しています。これは主に新型コロナウイルス感染症の病床確保に係る国からの交付金の減少等によるものです。

経常損益が赤字になるのは平成30年度以来5年ぶりのことですが、新型コロナウイルス感染症の病床確保に係る交付金が令和6年度から皆減となることや外来収益の回復の遅れ、物価高騰等により病院経営を取り巻く環境は今後さらに厳しい状況になることが懸念されることです。

引き続き、県立病院の役割や機能を果たしながら、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスを地域に継続的かつ安定的に提供できるよう、診療体制の充実に向けて取り組むとともに、収益の増加を図るなど健全な経営に努められることを要望します。

最後に、流域下水道事業についてであります。

令和5年度の純利益は9509万円となっていますが、前年度から純利益は

1404万円減少しています。これは主に営業外収益が減少したこと等によるものです。

今後も将来にわたり、県民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等、流域下水道の役割が継続的に果たせるよう、経営の効率化による経営基盤の強化に努められることを要望します。

また、施設の長寿命化を進めるとともに、能登半島地震における下水道施設の被災状況等も参考にしながら、耐震性能が不足している施設の耐震化、浸水が予測される施設の耐津波対策及び耐水化対策を早期、かつ着実に実施されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます

○議長（稲垣昭義） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（稲垣昭義） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

認定第1号令和5年度三重県水道事業会計決算及び認定第2号令和5年度三重県工業用水道事業会計決算に反対討論をいたします。この二つの事業にはこれまでも日本共産党県議団として予算決算において継続して取上げ、問題を指摘してまいりました。

過去の経緯をたどると、1960年から90年代の国の巨大プロジェクトによる過大な需要見込みに基づき、長良川河口堰からの導水、水道供給が中勢地域にまで広域に広がり、その経済的負担を結果的に県民に押しつける形になってきました。

また、最近では、水道料金の値上げを県が考えているということで、市町に説明や協議を始めているということです。県は経営状況が厳しくなってい

くという見込みを理由にされておられますけれども、先日、質疑いたしましたように、流動比率は令和4年度から5年度に上昇しており、県に対しても北勢広域水道事業促進協議会からはその点を指摘されながら、受水費引下げの要望が上げられています。

また、津市、松阪市の上下水道事業管理者及び南勢水道用水供給事業連絡協議会からも県営水道料金の低減への要望が届けられています。

このように水道料金値下げへの県内各地の要望が相次ぐ状況で、水道料金値上げには理解が得られづらい状況であると言えると考えています。県民の負担を増加させる方向にある方針を県は県内市町の意見を重く受け止めて検討していくべきであり、県自身の決算への考え方も見直すことが必要であると考えます。

以上の理由により、議員の皆様のご賛同を期待し反対討論とさせていただきます。

○議長（稲垣昭義） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、認定第3号及び認定第4号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第1号及び認定第2号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 1

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

○議長（稲垣昭義） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり採択12件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討

論

○議長（稲垣昭義） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

請願第27号県独自の学級編成基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについてに関して、委員会の不採択という決定に反対し、請願の採択に賛成の立場で討論をいたします。

まず初めに、この請願は同じ団体から毎年20年以上出され続けているものです。教育警察常任委員会の請願審査の際、参考人招致が行われる中で、県教育委員会から、この25人下限にまつわる教育委員会の中での過去の経緯を現在把握しきっていない部分がある、という旨の答弁があったというのは残念に思いました。

さて、学校教育現場の教育環境に関する課題は様々な課題が複合的に絡み合っており、一つの取組で解決する問題ではなく、多角的な取組が必要であることを理解しています。具体的には予算、教室の場所の確保、教員数の問題、業務量の問題などなどたくさんあります。

同時に、現場にその解決に向けて多くの負担がかかり、また様々な面から現場の職員方や行政も一緒になって解決に向けての御尽力をされているものと考えています。

一方、教育において児童生徒一人ひとりの教育的ニーズの高まりは、現状の制度や配置ではもう現場では足りていないことが明らかです。今こそきめ細やかな対応が可能な少人数教育をさらに制度で拡充すべきなのではないでしょうか。そのためには、やはり25人下限の条件が足かせとなっているのは事実だと考えています。まず、その制度をなくすことで、一番恩恵を受けるのは児童生徒ではないでしょうか。教育予算を抜本的に増やすことが一番広く問題の解決の糸口になるのは間違いないと考えています。その上で、教員の配置も増やしていただきたいと考えています。

様々な教育現場の問題で一番しわ寄せを受けるのは子どもたちです。社会や大人の都合でできないを並べ続ける姿勢を見るその次の世代にとって、教育環境をよくしたいと思うその思いが、心が離れていくのではないのでしょうか。

多くの議員が教育現場の環境改善への取組を熱心にされている三重県議会と県教育委員会とで丸となって、子どもに最善の公教育環境づくりにさらに取り組みたいという私の思いを最後に述べまして、改めてこの請願の委員会の不採択という決定に反対をし、採択に賛成の立場で討論といたします。議員の皆様の賛成を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、請願第21号トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため国に更なる役割を求めることについて、請願第24号カーボンニュートラル達成に向けた自動車産業への支援の拡充等について、請願第25号国保総合システムの開発や運用に対する国の財政支援に関する意見書の提出を求めることについて、請願第28号県立高等学校の制服の指定について複数メーカーが参入できる方法の導入を求めることについて、請願第29号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて及び請願第31号防災対策の充実を求めることについての6件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第22号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて、請願第23号買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における提出書類の見直しについて及び請願第26号買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の要件の緩和についての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 1

よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第30号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて、請願第32号義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて及び請願第33号教職員の欠員、不補充の速やかな解消および子どもたちの豊かな学びを保障す

る教職員配置のさらなる充実を求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 35

反対 11

よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第27号県独自の学級編成基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについてを採決いたします。

本件に対する委員会の決定は不採択であります。採決は採択について行います。

本件を採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 2

反対 44

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
総務地域連携交通常任委員会関係

請願第23号 買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における提出書類の見直しについて

教育警察常任委員会関係

請願第28号 県立高等学校の制服の指定について複数メーカーが参入できる方法の導入を求めることについて

請願第33号 教職員の欠員、不補充の速やかな解消および子どもたちの豊かな学びを保障する教職員配置のさらなる充実を求めることについて

意見書案審議

○議長（稲垣昭義） 日程第4、意見案第13号カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等に関する意見書案、意見書案第14号国保総合システムの開発及び運用に対する国の財政支援を求める意見書案、意見書案第15号買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用期限の延長及び要件の緩和を求める意見書案、意見書案第16号トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため国に更なる役割を求める意見書案、意見書案第17号日本型直接支払制度の拡充を求める意見書案、意見書案第18号自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案、意見書案第19号子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第20号教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案、意見

書案第21号学校における防災対策の充実を求める意見書案、意見書案第22号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案、意見書案第23号同性婚の法制化に係る議論の促進を求める意見書案、意見書案第24号緊急浚渫推進事業債の延長を求める意見書案及び意見書案第25号相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第23号から意見書案第25号までは委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第23号から意見書案第25号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（稲垣昭義） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

意見書案第23号同性婚の法制化に係る議論の促進を求める意見書案に賛成の立場から討論を行います。

私たちの三重県議会では、2015年6月12日に、この県議会史上初めて性的マイノリティー、LGBTQの支援に関する議論がこの場所で行われました。同年には、環境生活農林水産常任委員会の重点調査項目として、性の多様性に関する調査がなされ、2016年の6月定例会会議では、性的少数者に対する差別の解消と共生社会を実現するための法整備を求める意見書案が全会一致で可決されました。この意見書案には、同性カップルが共に生活する場合に差別的な取扱いを受けないための措置が取られることという内容が含まれている画期的な内容になっていました。

また、当時の鈴木県政も議会での議論の高まりに応える形で、性的マイノリティーの理解や支援を深め、また同性同士のカップルが共に安心して暮らせる三重県づくりのために様々な取組が他の都道府県をリードする形で行われてきました。

2019年2月には、都道府県で初めて職員の対応を定めた多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドラインが策定され、具体的に三重県の中に、また県庁で働く職員の中にも当事者が存在し、暮らし、そして働いているという想像力を持った行政になるということが期待をされたところです。

そして、2020年6月の本会議で、鈴木前知事がダイバーシティ社会の実現を目指し、性の多様性に関する条例制定に取り組む考えを表明され、有識者会議の検討を踏まえて、2021年の3月に三重県で性的指向などを第三者にばらすアウティングの禁止を含む性的マイノリティーを理由にした不当な差別的取扱いを禁止することを定めた、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例が全会一致で可決をされました。

さらに、条例第15条の「性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくり」のための施策として、県の制度としての三重県パートナーシップ宣誓制度が創設されました。

なお、2023年4月の統一地方選挙では、性的マイノリティーへの理解と支援に取り組む当事者を攻撃し続けてきた県議会議員が、県民の審判によってこの三重県議会から退場させられているということも忘れてはなりません。

私たちの県政は主体的に当事者であるカップルへの差別的な取扱いをなくし、人間の尊厳として当たり前の幸せを祝福するという時間をかけてやってきました。私たちは検討すらしていない国に先駆けてきました。他の都道府県をもリードして、あらゆる県民の命と暮らしを守る現場である自治体として、多くの当事者が共に安心して生活をしていくということが国レベルで議論されていない矛盾や理不尽をしっかりと受け止めてきたはずではないでしょうか。

同性婚を認めない民法の規定は日本国憲法に違反するとして、結婚の自由

を全ての人にと全国5地方裁判所で訴訟が提起され、札幌地裁と名古屋地裁では違憲、東京地裁と福岡地裁では違憲状態との判決が下され、名古屋地裁では、同性カップルに対し婚姻に伴う法的効果が付与されないだけでなく、その関係を国の制度で公証されず、その関係を保護する枠組みすら与えられていないことは日本国憲法第24条第2項に反するとの判断を示し、そのような深刻な不利益を被っている現状を放置することは、個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠くとしています。

さらには今年3月、高等裁判所レベルで初めてとなる札幌高裁で憲法第24条全体に違反しているとの判決も下されています。

今回の意見書案は、同性婚の是非を問うものではなく、あくまでも国が議論をしていない状態から議論をする段階へと求めるものに過ぎません。これまでの三重県政の取組も踏まえて内容を汲み取っていただき、そして意見書案への御賛同を心から期待して、賛成討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

私からも意見書案第23号同性婚の法制化に係る議論の促進を求める意見書案への賛成討論をいたします。

意見書案の中に記述をさせていただきました日本における同性婚を巡る様々な情勢は、同性愛者が置かれている状況の厳しさ、国際的な潮流、そして国内での同性婚法制化の世論の高まりを示しています。三重県パートナーシップ宣誓制度が今からおよそ3年前の2021年9月1日から開始され、制度を利用するカップル数は年々増加し、今年に入って60組を超えました。

しかし、同性愛者が婚姻による社会生活上の保障を受けられないことによる著しい不利益については、多数派である異性愛者には想像のし難いことであると考えています。

当事者の方に話を伺うと、例えば行政サービスや銀行ローンの審査、相続

や財産などに関する権利が、パートナーであっても同性同士であるという理由から、カップルとしての申請が認められないことがあると伺いました。

また、ちょうど昨夜のニュースでも、緊急で医療が必要になった際、法律上の家族や親族でないと患者の情報や緊急での連絡がなされないために、25年連れ添った同性のパートナーが事故に遭って救急医療が必要になった際ですら、安否を含めた状態を病院から直接情報を得ることができなかったそうです。これは、ただ同性愛者が権利として失われている部分があることのほかにも、同性婚が法制化されていないために起こった命に関わる問題です。

こういった現状があるということも調べ学習をしたある高校生に話を聞くと、同性婚が法律でできないからこそ、それはマイノリティーであり、普通ではないという偏見が残っているのではないかと、同性愛は決して変じゃないし、この問題をきっかけに少しでも世の中に性別の壁がなくなればいいと思っていますと話してくれました。

日本の性的少数者、LGBTQ+の割合は人口の約10%いると言われていきます。この値は日本の左利きの人と同じ割合です。皆さんの身近にも知らないだけで存在していらっしゃるんです。どんな相手を好きになったとしても、一緒に人生の時間を過ごしたいと願うカップルが社会の保障の下、生活ができるようになることで、同性愛者への正しい理解が進み、差別のない社会へと一歩近づくことができると考えています。

政治の仕事は社会の仕組みを話し合いで決めて、より多くの人が幸せになれる社会をつくっていくことであると思っています。であるならば、その方向に近づくように同性婚の法制化に係る議論を促進していくことが必要ではないかと強く考えています。1人でも幸せになれる人を増やしたい、社会の制度によって生き方が守られる人が増えるようにしたいということに御賛同いただける方は、ぜひともこの意見書の趣旨に御賛同いただきますよう重ねてお願いを申し上げます、私からの賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で討論を終結いたします。

〔「反対討論ないの」と呼ぶ者あり〕

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第16号、意見書案第17号、意見書案第19号、意見書案第21号、意見書案第24号及び意見書案第25号の8件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第15号及び意見書案第18号の2件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 1

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第20号及び意見書案第22号の2件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 35

反対 11

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 19

反対 23

よって、本案は否決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、環境生活農林水産常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長。

〔廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（廣 耕太郎） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

まず、県産農林水産物の魅力発信についてであります。県では県産農林水産物の魅力を国内外へ発信するため、大都市圏のラグジュアリーホテル等において、県産食材を使った料理の提供を行う三重県フェアを開催するなど、様々な取組を行っております。このような中、8月に開催されたみえ高校生県議会では、相可高等学校の高校生議員から、地域の魅力的な特産品の知名度向上のための取組について質問がなされ、県産農林水産物のさらなる魅力発信に向けた県の取組への期待の高さがうかがわれたところであります。

県当局におかれましては、高校生からの声も参考にしながら、三重の食材として知名度が高いものだけでなく、県内各地域の特徴的な特産品も含めた県産農林水産物のさらなる魅力発信や販路拡大に向けた取組をより一層推進していただくよう要望します。

次に、県産材の利用推進と県民の森林保全や木材利用に対する意識の醸成についてであります。森林は、土砂災害の防止や地球温暖化の防止など様々な多面的機能を有していますが、約6割が人工林である県の森林を守るためには、県産材を積極的に利用し、木を植えて育て収穫し、また植えるという緑の循環を維持していくことが極めて重要であります。みえ高校生県議会では、伊勢高等学校の高校生議員から、さらなる県産材の利用推進や県民の森林に

対する意識醸成の取組について質問や提案がなされ、将来世代を担う若者の森林保全に対する問題意識が明らかになったところです。

県当局におかれましては、森林の多面的機能が将来にわたり持続的に発揮されるためにも、高校生からの声も参考にしながら三重の木づかい条例の下、より一層県産材の利用推進に取り組まれることとともに、引き続きみえ森と緑の県民税を活用しながら積極的に森林教育を実施するなど、県民の森林保全や木材利用に対する意識醸成に着実に取り組まれるよう要望いたします。

以上、報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 案 審 議

○議長（稲垣昭義） 日程第6、議案第123号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（稲垣昭義） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第123号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、公害審査会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

- 議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。
議案第123号を押しボタン式投票により採決いたします。
本案に同意することについて投票願います。

〔投票開始〕

- 議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。
投票漏れはございませんか。
間もなく投票を終了いたします。
これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

- 議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。
賛成 46
反対 0
よって、本案は同意することに決定いたしました。

議 案 の 上 程

- 議長（稲垣昭義） 日程第7、認定第5号から認定第16号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

- 議長（稲垣昭義） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。
〔一見勝之知事登壇〕

- 知事（一見勝之） ただいま上程されました議案について、概要を説明いたします。

認定第5号から第16号までは、令和5年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は8812億6300万円余、歳出決算額は8392億3100万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、

翌年度へ繰り越すべき財源である308億6000万円余を差し引いた実質収支としまして、111億7100万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する55億9000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の55億8100万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計など11の特別会計につきましては、歳入決算額は3342億6200万円余、歳出決算額は3308億1500万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支としまして、34億4700万円余の剰余が生じましたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第20号は、私債権の放棄について、条例に基づき報告するものです。

報告第21号及び第22号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、令和5年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 付 託

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第16号までは、議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

認定番号	件 名
5	令和5年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	令和5年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
7	令和5年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター 資金貸付特別会計歳入歳出決算
8	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
9	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 事業特別会計歳入歳出決算
10	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別 会計歳入歳出決算
11	令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳 入歳出決算
12	令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決 算
13	令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳 出決算
14	令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳 入歳出決算
15	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別 会計歳入歳出決算
16	令和5年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

議 員 派 遣 の 件

○議長（稲垣昭義） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第24回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和6年11月12日 1日間

(4) 派遣議員 芳野 正英 議員 小島 智子 議員
杉本 熊野 議員 石田 成生 議員
東 豊 議員 中森 博文 議員

2 令和6年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

(1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が緊密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、令和6年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会へ参加するものである。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和6年11月19日 1日間

(4) 派遣議員 藤根 正典 議員 村林 聡 議員
東 豊 議員 西場 信行 議員

3 地方議会活性化シンポジウム2024

(1) 派遣目的

地方議会活性化シンポジウム2024に参加することで、各地方議会において活躍している多様な人材や先駆的に取り組まれている多様な実践に触れるとともに、議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化等について議論を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和6年11月29日 1日間

(4) 派遣議員 荊原 広樹 議員 川口 円 議員
中瀬古初美 議員 長田 隆尚 議員
中嶋 年規 議員 青木 謙順 議員

○議長（稲垣昭義） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明19日から11月20日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明19日から11月20日までは休会とすることに決定いたしました。

11月21日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時6分閉会